

## 山形県雇用調整助成金（県単上乘せ）支給申請書の記入要領

山形県雇用調整助成金（県単上乘せ）支給申請書を作成される際は、国に手続きされた以下の資料をご準備ください。

### I 雇用調整助成金を申請された事業主

- 雇用調整助成金支給決定通知書 …書類①
- 雇用調整助成金助成額算定書 …書類②

### II 緊急雇用安定助成金を申請された事業主

- 緊急雇用安定助成金支給決定通知書 …書類③
- 緊急雇用安定助成金助成額算定書 …書類④

### III 実際に支払った休業手当額から雇用調整助成金を申請された小規模事業所(5月19日に改正(簡略化)された手続きをとった場合)は書類②、書類④に代わり、次の資料をご準備ください。

- 雇用調整助成金支給申請書 …書類⑤
- 休業実績一覧表 …書類⑥

記載方法は以下のとおりです。

- 1 (1)～(3)は、書類①、書類③より転記してください。(2)は、支給金額に教育訓練に係る上乘せがある場合は、加算額の控除が必要です。総額から書類②(9)教育訓練に係る加算額を控除してください。なお、県内の事業所で雇用される労働者に係る分を計上してください。(県外の事業所で雇用する労働者に係る分は除いてください。) 県外の事業所で雇用される労働者が含まれる場合は休業実績一覧表を添付ください。
- 2 (4)は、書類②、書類④助成率、書類⑤助成率より確認してください。4/5 (80%) の場合のみ山形県雇用調整助成金（県単上乘せ）の申請ができます。
- 3 (5)は、該当する助成金を選択ください。
- 4 (6)(7)は、Iの事業主は平均賃金額及び休業手当の支払率を入力ください。II及びIIIの事業主は記入不要です。平均賃金額及び休業手当の支払率は、書類②より、転記してください。
- 5 (8)は、Iの事業主は(6)に(7)を乗じた額です。IIの事業主は平均休業手当日額を書類④より転記ください。
- 6 IIIの事業主は(6)(7)(8)(9)の記入不要です。
- 7 (9)は、自動計算です。(8)×1/20 (小数点以下の端数を切り上げた値)です。
- 8 (10)は、県内の事業所に雇用される労働者に係る分を計上してください。
- 9 I及びIIの事業主の場合は(11)から(15)は自動計算ですので、入力の必要はありません。
- 10 IIIの事業主は、(13)に書類⑤休業手当の合計額を転記してください。
- 11 (14)は、IIIの事業主は(13)×1/20 (小数点以下の端数を切り上げた値)です。
- 12 (15)は、I及びIIの事業主は(12)、IIIの事業主は(14)の額です。